明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔告示〕
○金融商品取引業等に関する内閣府令第百十六条の三第二項の規定に基づき信用格付業者の関係法人を指定する件の一部を改正する件　一
（金融庁四七）
○使用薬剤の薬価（薬価基準）及び特掲診療料の施設基準等の一部を改正する告示（厚生労働二五〇）　三
○使用薬剤の薬価（薬価基準）の一部を改正する件（同二五一）　五
○療担規則及び薬担規則並びに療担基準に基づき厚生労働大臣が定める掲示事項等の一部を改正する件　五
（同二五二）
○厚生労働大臣が定める傷病名、手術、処置等及び定義副傷病名及び厚生労働大臣が指定する病院の病棟における療養に要する費用の額の算定方法第一項第五号の規定に基づき厚生労働大臣が別に定める者の一部を改正する告示（同二五三）　八
○国際海事機関海洋環境保護委員会の判定に基づき環境大臣が指定する物質の一部を改正する件（環境六一）　二

〔人事異動〕
内閣府　三
〔公告〕
諸事項
裁判所　一七
破産、免責、再生関係
特殊法人等　一三
公認会計士等の登録及び登録抹消、日本弁護士連合会懲戒処分関係
地方公共団体　一三
教育職員免許状失効、行旅死亡人、無縁墳墓等改葬関係
会社その他　一三
会社決算公告　四〇